



厚生労働省神奈川労働局発表

平成26年10月30日

10月31日13時解禁

担
当

厚生労働省神奈川労働局
労働基準部監督課

監督課長 池内 伸好

監察監督官 疋崎 雅夫

電話 045 (211) 7351

FAX 045 (211) 7360

報道関係者 各位

無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

過労死等防止対策推進法が施行される11月1日（土）に、神奈川労働局（局長 水野知親）の職員による無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

1 電話番号

【フリーダイヤル】

なく しましう

ながい 残業

0 1 2 0

—

7 9 4

—

7 1 3

相談の電話は全国どこからでもかけられます。

携帯電話・PHSからも利用可能です。

匿名でもご相談できます。

2 受付日時 11月1日（土） 午前9時から午後5時まで

3 電話相談は、全国10労働局で実施されるものですが、神奈川労働局においても実施いたします。
電話相談当日の取材対応については、別紙をご覧ください。

4 実施場所 横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎 8階
連絡先 045-211-7351（監督課）

《参考 上記以外の電話相談や情報提供受付窓口》

1 「労働条件相談ほっとライン」

本年9月から、平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

2 「労働基準関係情報メール窓口」

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

また、11月4日（火）以降も、神奈川労働局や労働基準監督署で相談を受け付けます。

電話相談の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 取材の申込は前日（10月31日（金））17時15分までにお願いします。
- 2 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 3 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人及び企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人及び企業が特定できるものが映り込んでしまった場合や録音については、消去又は編集してください)。
- 4 カメラの位置等については、担当職員と調整をお願いします。
- 5 腕章等プレス関係者であることを明示するものの着用を、お願いします。
- 6 来庁時の交通手段については、事前に担当職員と調整してください。
- 7 相談の妨げにならないようご注意ください。
- 8 その他、担当職員の指示に従っていただくようお願いいたします。